

第 9 期 洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

- 市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられており、洞爺湖町では「洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」をこれに位置づけています。
- 令和 5 年度末で第 8 期計画が終了となるため、令和 6～8 年度までの 3 年を計画期間とする第 9 期計画を策定します。
- 洞爺湖町では、第 6 期計画の策定以降、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年を見据えた高齢者施策の展開と中長期的な視点に基づいたサービス給付・保険料の徴収を進めてきました。現在、「病気や障がいの有無に関係なく、自分と家族が望む場所で安心して暮らし続ける町、洞爺湖町」を計画の基本理念として、当町における地域包括ケアシステム（※1）の推進を引き続き進めているところです。

国は、医療・介護の連携や地域における「互助」の取り組みの活性化などを推進しており、地域における生活機能の向上を目指し、「地域づくり」としての意味合いをより強調するようになっていきます。このため、全国一律的な制度ではカバーしきれない課題への対応、地域主導の持続可能な仕組みづくりといった点からも、今後一層の地域の創意工夫が求められるところとなっています。

※1 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、重度の要介護状態になっても、人生の最後まで自分らしい暮らしが続けられるように、自分の住み慣れた地域の中で、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」のサービスが一体的に提供されるしくみのことをいいます。

2. 計画において定める主な事項

- 各年度における介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み、必要利用定員総数の見込み。
- 各年度における地域支援事業の量の見込み。
- 3ヶ年の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の水準(基準金額)
(参考) 第8期(30年度～32年度) 保険料基準月額6,000円
第7期(27年度～29年度) 保険料基準月額4,500円
第6期(24年度～26年度) 保険料基準月額4,500円

3. 計画策定の手法

- 次期計画を策定するための基礎的な資料を得るため、「在宅介護実態調査」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」及び「介護人材実態調査票」を実施し、調査結果の分析を行います。
- 策定にあたっては、調査で把握された現状、現行の第8期計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正などの国の動きを注視しながら進めていきます。
また、「介護保険運営協議会」での協議・検討にあわせて、素案作成後にパブリックコメントを実施し、広く町民の意見の把握と反映に努めます。